

岩手県企業局管理規程第3号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 常時50人以上の職員が勤務する事業所に職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 衛生委員会は、当該事業所における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2 衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員4人をもって組織し、委員長は当該事業所の長を、副委員長は当該事業所の長の職務を代理する職にある者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから当該事業所の長が指名する者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき当該事業所の長が任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第3条の7 委員会の庶務は、安全衛生委員会にあっては経営総務室、衛生委員会にあっては当該事業所の庶務を担当する課において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>本庁及び</u>常時50人以上の職員が勤務する事業所に職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 <u>本庁及び事業所の</u>衛生委員会は、<u>本庁及び</u>当該事業所における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2 <u>本庁及び事業所に置く</u>衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員4人をもって組織し、委員長は<u>本庁にあっては経営総務室長を、事業所にあっては当該事業所の長を、</u>副委員長は<u>本庁にあっては業務課総括課長を、事業所にあっては当該事業所の長の職務を代理する職にある者をもって充て、</u>委員は、衛生管理者及び産業医のうちから<u>本庁にあっては経営総務室長が、事業所にあっては当該事業所の長が</u>指名する者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき<u>本庁にあっては経営総務室長が、事業所にあっては当該事業所の長が</u>任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第3条の7 委員会の庶務は、安全衛生委員会<u>及び本庁に置く衛生委員会</u>にあっては経営総務室、<u>事業所に置く衛生委員会</u>にあっては当該事業所の庶務を担当する課において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。